

1 - 1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・ 銃猟のみ規制の対象
- ・ 銃猟の免許鑑札制
- ・ 銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・ 日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・ 猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・ 捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・ 職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

- 現行法の骨格が完成
- ・ 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・ 保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・ 鳥獣保護区制度の創設
- ・ 保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・ 鳥獣保護思想の明確化
- ・ 鳥獣保護事業計画制度の創設

（※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・ 特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・ 国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・ 指定猟法禁止区域制度の創設
- ・ 捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・ 網・わな免許の分離
- ・ 鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・ 輸入鳥獣の標識制度の導入

（※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・ 市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・ 鳥獣の管理の強化
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

- 鳥獣の保護及び管理
- 狩猟の適正化

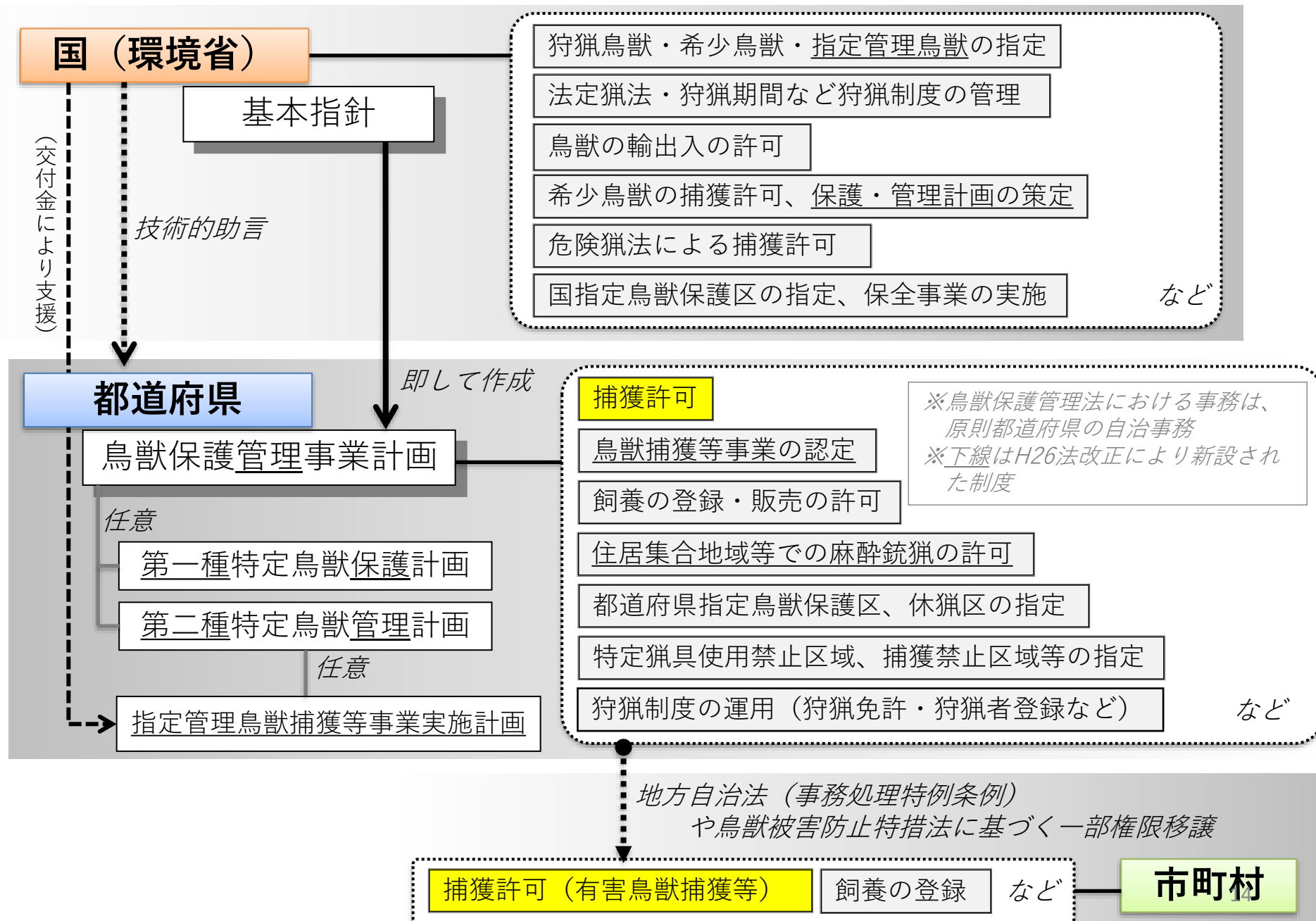


- 生物多様性の確保
- 生活環境の保全
- 農林水産業の健全な発展



自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

1-3. 鳥獣保護管理法の施策体系



1－4．鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等事業 法第14条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ・クマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区 等の狩猟禁止の区域 以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

1 - 5. 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣猟区にのみ係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

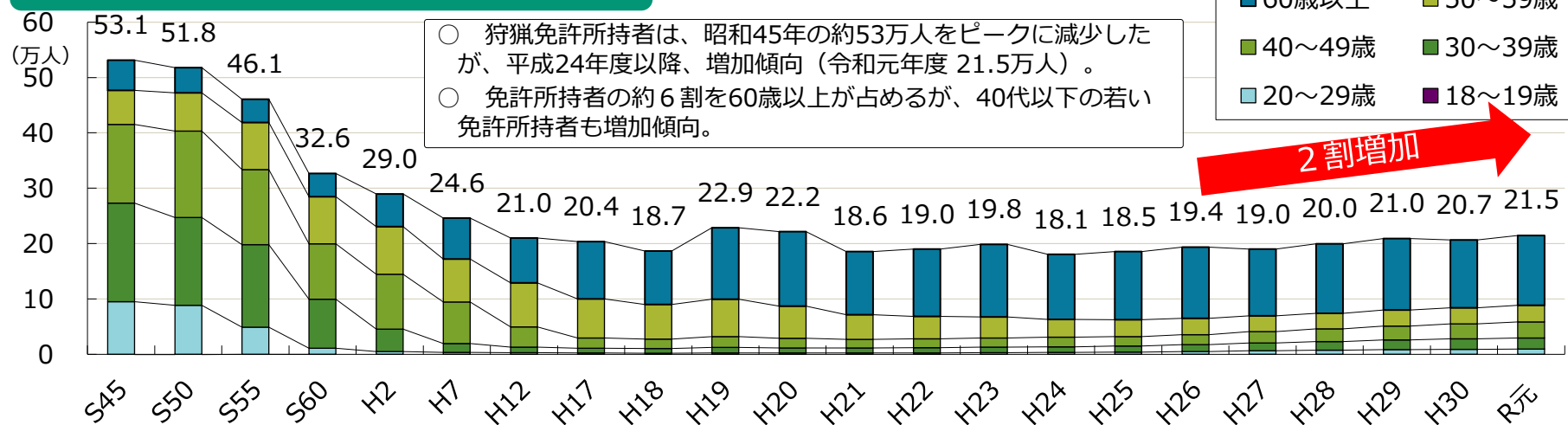
狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

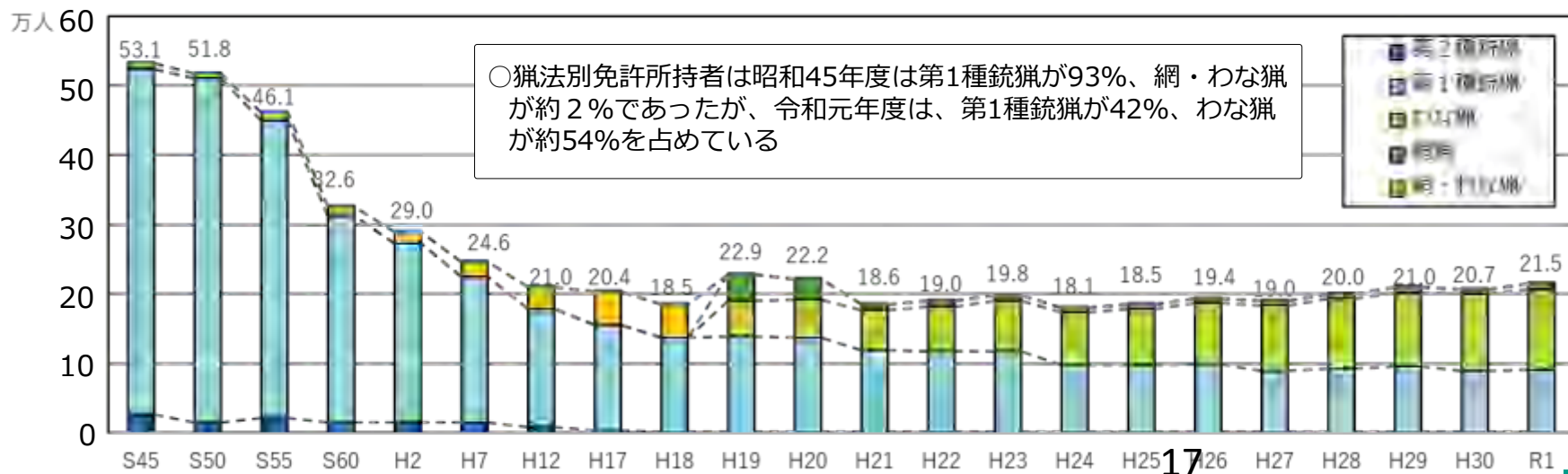
狩猟免許所持者数 (S45~R1)



全国の年齢別狩猟免許所持者数



全国の猟法別狩猟免許所持者数



鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、**法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）**。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その**生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること**
鳥獣の管理：その**生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること**

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする**。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

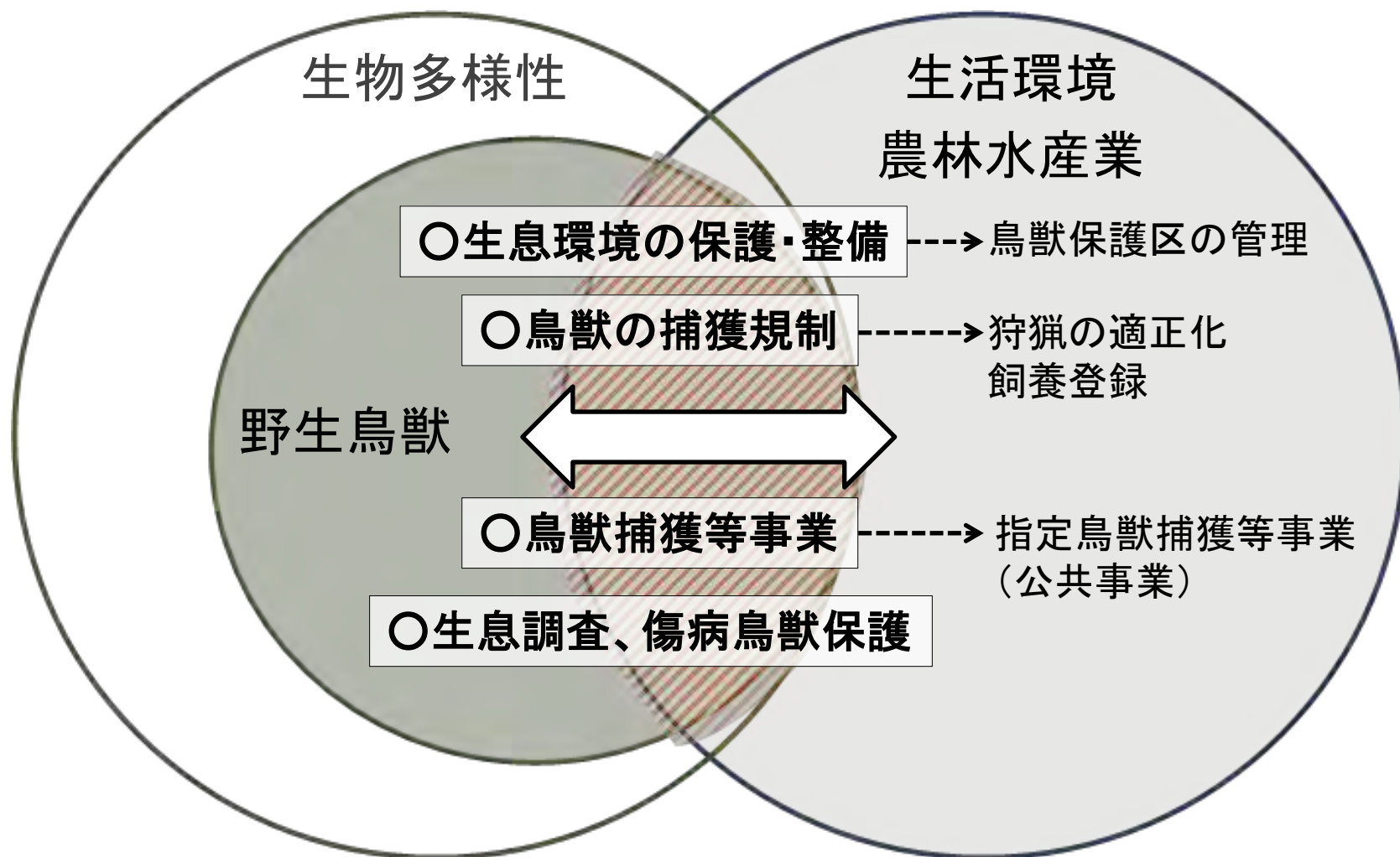
この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（**生態系の保護を含む。以下同じ。**）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

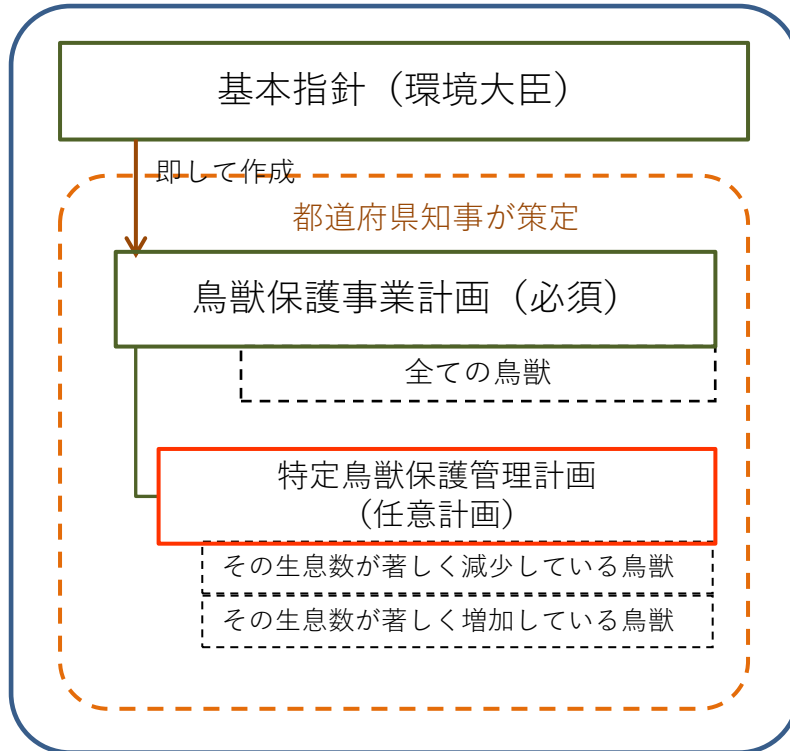
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に**増加**させ、若しくはその生息地を適正な範囲に**拡大**させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に**減少**させ、又はその生息地を適正な範囲に**縮小**させること

2 - 3. 鳥獣保護管理施策の関係性



2-4. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】



【改正後】

